平成 26 年度 岡山大学大学院法務研究科 法学既修者後期入試 試験問題

公 法 系 (憲法、行政法)

解答上の注意

- 1. この問題冊子は、表紙を含め3枚である。
- 2. 問題には、問題 1 と問題 2 がある。配点は、問題 1 が 50 点、問題 2 が 50 点である。
- 3. 表裏に解答欄がある解答用紙は、問題1用と問題2用の2枚が配布されている。各問題ごとに解答用紙1枚を使って解答すること。
- 4. 解答用紙の受験番号欄に受験番号を算用数字で記入し、また試験科目欄に「公法系」と記入すること。なお、整理番号等その他の記入欄には記入しないこと。
- 5. 試験終了後、問題冊子及び下書き用紙は持ち帰ること。
- 6. 解答の際は、黒又は青のボールペンを使用すること。
- 7. 試験終了後、解答用紙と貸与した六法を回収するので、指示があるまで席 を立たないこと。
- 8. その他は、すべて監督者の指示に従うこと。

【問題1】(解答の冒頭に「問題1」と記入すること。)

岡山市「行進及び集団示威運動に関する条例」による「行進又は集団示威運動」の許可制につき、最高裁判所の判例を踏まえ、憲法上の問題を指摘して論じなさい。

【参照条文】

行進及び集団示威運動に関する条例(昭和24年12月20日岡山市条例第42号)(抄)

- 第 1 条 行進又は集団示威運動で街路或は公共の場所を占拠又は行進することによつて公 衆の個人的権利及び街路或は公共の場所の使用を排除又は妨害する虞のあるものは、公 安委員会の許可を受けないでこれを行つてはならない。但し、次に掲げるものについて は許可を要しない。
 - (1) 学校が行う遠足,修学旅行
 - (2) 葬儀その他宗教上の儀式
 - (3) その他公安委員会において必要がないと認めたもの
- 第 2 条 前条の規定による許可申請は、主催する個人又は団体の代表者(以下「主催者」 という。)から前条の行進又は集団示威運動の行われる日時の 72 時間前までに書面をも つて所轄警察署長を経由し公安委員会に提出しなければならない。
- 第 4 条 公安委員会は、行進又は集団示威運動が公共の安全を危険ならしめるような事態をひきおこす虞れがあると認められる場合の外は許可しなければならない。[第 2 項及び第 3 項 省略]
- 第5条 第1条の規定に違反して許可を受けない行進又は集団示威運動を指揮したもの[……]は、1年以下の懲役若しくは禁錮又は5万円以下の罰金に処する。
- 第6条 この条例は,第1条に定めた行進又は集団示威運動以外の公衆の集会を行う権利 の如何なる方法においても禁止又は制限する権限を公安委員会,警察職員に与えられた ものと解釈してはならない。

《問題1 以上》

《次頁に続く》

【問題2】(解答は、【問題1】を解答した用紙とは別の解答用紙に書き、冒頭に「問題2」と記入すること。)

行政手続法第33条について、建築確認の留保を例に論じなさい。

《問題2 以上》

《公法系問題 以上》

【出題意図】

問題1

本間は、公安条例によるデモ行進の規制の合憲性という基本的な論点について問うことで、判例の知識も含めて、基礎的な知識の有無を測ることを目的としていた。

問題2

行政手続法33条が定める行政指導の限界について問うことで、受験生の行政法総論に 関する基本的な知識をみた。